

平成26年1月10日  
健康福祉部  
介護高齢課認知症・地域支援係  
内線 2582

## 平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、介護高齢課では、これと併せて群馬県版を作成しました。その概要は次のとおりです。（詳細は「別紙」参照）

### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

#### (1) 市町村における対応状況等

相談・通報対応件数は6件（H23 9件）で、うち虐待の事実が認められた事例は4件（H23 1件）でした。

#### (2) 群馬県における対応状況等

相談・通報対応件数は1件（H23 4件）で、うち虐待の事実が認められた事例は0件（H23 0件）でした。

※ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況については、法第25条の規定に基づき、県ホームページを通じ公表します。

### 2 養護者による高齢者虐待（市町村における対応状況等）

#### (1) 相談・通報対応件数は263件でした。（H23 292件 29件減少）

#### (2) 事実確認の結果、虐待の事実が認められた事例は141件（被虐待高齢者数は148人）でした。（H23 170件（被虐待高齢者数190人） 29件減少）

#### (3) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」71.6%（H23 71.8%）、「心理的虐待」39.9%（H23 30.6%）、「経済的虐待」28.4%（H23 28.8%）、「介護等放棄」23.0%（H23 25.3%）等となっています。

#### (4) 虐待者との関係

「息子」49.4%（H23 49.0%）、「夫」16.7%（H23 11.8%）、「娘」12.5%（H23 17.5%）等となっています。

### 3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

高齢者虐待防止法施行後7年を経過して、体制整備及び取組みが進みつつあり、「対応窓口部局の住民への周知」「地域包括支援センター等関係者への研修」が77.1%の市町村で実施済みとなっています。一方、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組については、10市町村（28.6%）と3割未満に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組みが望まれます。

県では、国・地方公共団体を通じた高齢者虐待の防止に対する体制整備が求められている観点から、虐待対応を行う市町村からの相談に弁護士、司法書士及び社会福祉士が応じる専門窓口の設置及び当該専門家の派遣、研修会の開催など、市町村に対する助言や援助を積極的に行い、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に努めています。

## 別紙

### 平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

平成24年度群馬県内における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要は以下のとおりであった。

#### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

##### 1・1 市町村における対応状況等

###### (1) 相談・通報対応件数（表1）

県内35市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、6件であった。平成23年度は9件であった。

表1 相談・通報件数

	24年度	23年度	増減
件数	6	9	△3

###### (2) 相談・通報者（複数回答）

相談・通報者の内訳は、「家族・親族」1人、「当該施設職員」2人、「当該施設元職員」2人、「医療機関従事者（医師含む）」1人、「都道府県から連絡」1人であった。

（注1） 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数6件と一致しない。

###### (3) 事実確認・虐待の状況

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた事例は4件であった。

虐待の発生要因については、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が3件で、そのうち1件は「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」にも該当し、そのほか「不明」が1件あった。

ここに記載されていない虐待の状況については、1・3 群馬県における公表を参照のこと。

なお、「虐待に該当する身体拘束」は2件であった。

1・2 群馬県における対応状況等

(1) 相談・通報対応

群馬県が直接、通報・相談を受けた事例は1件あった。平成23年度は4件であった。相談・通報者の内訳は、「家族・親族」1人であった。

(2) 事実確認の状況

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた件数は0件であった。

1・3 群馬県における公表

養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合は、法第25条の規定に基づき、県HPを通じて公表する。(表2)

表2 群馬県における養介護施設従事者等による虐待の状況

○ 虐待の状況	事例1	事例2
・被虐待者の性別	男性	女性
・被虐待者の年齢階級	不明	80～84歳
・被虐待者の要介護度	不明	要介護1
・虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム
・虐待を行った従事者の職種	不明	介護職員
・虐待に対して取った措置	見回り	指導、改善計画の提出依頼

○ 虐待の状況	事例3	事例4
・被虐待者の性別	不特定	男性
・被虐待者の年齢階級	不特定	75～79歳
・被虐待者の要介護度	不特定	要介護4
・虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待、心理的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護
・虐待を行った従事者の職種	介護職員	不明
・虐待に対して取った措置	指導、改善計画の提出依頼	指導

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等 (市町村における対応状況等)

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報対応件数 (表3)

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、263件であった。平成23年度は292件であり、29件(△9.9%)減少した。

表3 相談・通報件数

	24年度	23年度	増減 (%)
件数	263	292	△29 (△9.9%)

(2) 相談・通報者 (表4)

「介護支援専門員」が26.6%と最も多く、次いで「家族・親族」が15.1%、「警察」が11.2%であった。

表4 相談・通報者 (複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明 (匿名含む)	合計
人数	83	15	18	22	18	19	47	7	33	35	14	1	312
%	26.6	4.8	5.8	7.1	5.8	6.1	15.1	2.2	10.6	11.2	4.5	0.3	100.0

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数263件と一致しない。

(3) 事実確認の状況 (表5)

「事実確認調査を行った」が97.5%、「事実確認調査を行っていない」が2.5%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は0.7%であり、「訪問調査を行った事例」が63.7%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が33.1%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が1.1%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が1.4%である。

表5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	271	97.5
立入調査以外の方法により調査を行った事例	269	(96.8)
訪問調査を行った事例	177	[63.7]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	92	[33.1]
立入調査により調査を行った事例	2	(0.7)
警察が同行した事例	1	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	7	2.5
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	3	(1.1)
相談・通報を受理し、後日事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	4	(1.4)
合計	278	100.0

(注) 事実確認の実施には、平成23年度の相談・通報事例のうち、平成24年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成24年度の相談・通報件数と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果 (表6)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下「虐待判断事例」という。) の件数は141件であった。平成23年度は、170件であり、29件 (△17.1%) 減少した。

表6 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	141	52.0
虐待ではないと判断した事例	43	15.9
虐待の判断に至らなかった事例	87	32.1
合計	271	100.0

(5) 虐待の発生要因 (表7)

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の16.8%、次いで「虐待者の精神状態が安定していない」の14.9%、「虐待者の障害・疾病」の11.9%、「被虐待高齢者の認知症の症状」の10.9%の順であった。

表7 虐待の発生要因 (複数回答)

要因	件数	構成割合 (%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	17	16.8
虐待者の精神状態が安定していない	15	14.9
虐待者の障害・疾病	12	11.9
被虐待高齢者の認知症の症状	11	10.9
家庭内における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係	9	8.9
家庭内における経済的困窮 (経済的問題)	8	7.9
虐待者の性格や人格 (に基づく言動)	7	6.9
虐待者の介護力の不足や低下	6	5.9
家庭内における経済的利害関係 (財産、相続)	5	5.0
虐待者の知識や情報の不足	4	4.0
虐待者の飲酒の影響	3	3.0
家庭におけるその他の要因	1	1.0
被虐待高齢者本人の性格や人格 (に基づく言動)	1	1.0
虐待者のギャンブル依存	1	1.0
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	1	1.0

(注1) 回答のあった63件の事例を集計

以下、虐待判断事例件数141件を対象に、虐待の内容、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例141件に対し、被虐待高齢者の総数は148人であった。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表8)

「身体的虐待」が71.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.9%、「経済的虐待」が28.4%、「介護等放棄」が23.0%であった。

表8 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	106	34	59	0	42	241
構成割合 (%)	71.6	23.0	39.9	0.0	28.4	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は被虐待高齢者総数148人と一致しない。

(注2) %は被虐待高齢者総数148人に対する割合であるため、100%にならない。

イ 虐待の程度の深刻度 (表9)

5段階評価で、「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が30.4%と最も多く、次いで「3-生命・身体・生活に著しい影響」が29.1%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は16.2%であった。

表9 虐待の程度の深刻度

	人数	構成割合 (%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	24	16.2
4	14	9.5
3-生命・身体・生活に著しい影響	43	29.1
2	22	14.9
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	45	30.4
合計	148	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況について

ア 性別及び年齢 (表10、表11)

性別では、「女性」が71.6%、「男性」が28.4%と「女性」が全体の約7割を占めていた。年齢階級別では、「85～89歳」が最も多くなっている。

表10 被虐待者の性別

	男	女	不明	合計
人数	42	106	0	148
構成割合 (%)	28.4	71.6	0.0	100.0

表11 被虐待者の年齢階級

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	19	24	27	29	37	12	0	148
構成割合 (%)	12.8	16.2	18.2	19.6	25.0	8.1	0.0	100.0

イ 要介護認定者数（表 1 2）

被虐待高齢者 1 4 8 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 66.2%（9 8 人）であった。

表 1 2 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
未申請	4 2	28. 4
申請中	3	2. 0
認定済み	9 8	66. 2
認定非該当（自立）	4	2. 7
不明	1	0. 7
合計	1 4 8	100. 0

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 1 3、表 1 4）

要介護認定者 9 8 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 26.5%と最も多く、次いで「要介護 3」が 20.4%、「要介護 2」及び「要介護 4」が 17.3%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 67.3%であり、被虐待高齢者全体（1 4 8 人）の 44.6%を占めた。

表 1 3 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	8	8. 2
要支援 2	6	6. 1
要介護 1	2 6	26. 5
要介護 2	1 7	17. 3
要介護 3	2 0	20. 4
要介護 4	1 7	17. 3
要介護 5	3	3. 1
不明	1	1. 0
合計	9 8	100. 0

表 1 4 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	6	6. 1
自立度Ⅰ	2 5	25. 5
自立度Ⅱ	2 5	25. 5
自立度Ⅲ	2 9	29. 6
自立度Ⅳ	9	9. 2
自立度Ⅴ	0	0. 0
認知症あるが自立度不明	3	3. 1
自立度Ⅱ以上（再掲）	( 6 6 )	( 67. 3 )
認知症の有無が不明	1	1. 0
合計	9 8	100. 0

エ 虐待者との同居・別居の状況（表 1 5）

「虐待者とのみ同居」が 43.9%、「虐待者及び他家族と同居」が 43.2%で、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 1 5 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	6 5	6 4	1 9	0	0	1 4 8
構成割合 (%)	43. 9	43. 2	12. 8	0. 0	0. 0	100. 0

オ 世帯構成（表16）

「未婚の子と同居」が29.1%と最も多く、次いで「子夫婦と同居」が21.6%、これに「配偶者と離別・死別等した子と同居」10.8%を合わせると61.5%で、6割以上が子と同居であった。

表16 世帯構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
件数	8	21	43	16	32	23	5	148
構成割合(%)	5.4	14.2	29.1	10.8	21.6	15.5	3.4	100.0

カ 虐待者との関係（表17）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が49.4%と最も多く、次いで「夫」が16.7%、「娘」が12.5%の順であった。

表17 虐待者との関係（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	28	0	83	21	10	2	3	12	9	0	168
構成割合(%)	16.7	0.0	49.4	12.5	6.0	1.2	1.8	7.1	5.4	0.0	100.0

(注) 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数141件に対し、虐待者人数は168人であった。

キ 虐待者の年齢（表18）

虐待者の年齢階級は、「40～49歳」が23.8%と最も多く、次いで「50～59歳」が21.4%、「70歳以上」が16.1%の順であった。

表18 虐待者の年齢階級

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
人数	23	40	36	22	27	20	168
構成割合(%)	13.7	23.8	21.4	13.1	16.1	11.9	100.0

(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントした延べ人数

(8) 虐待への対応策

ア 分離の有無（表19）

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護として虐待者から分離を行った事例」が44.6%であった。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は47.0%であった。

表19 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	74	44.6
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	78	47.0
対応について検討、調整中の事例	7	4.2
その他	7	4.2
合計	166	100.0

(注) 虐待への対応には、平成23年度の虐待判断事例のうち、平成24年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成24年度の虐待判断事例件数と一致しない。



イ 分離を行った事例の対応（表 2 0）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が39.2%と最も多く、次いで、「その他」が23.0%、「医療機関への一時入院」が16.2%であった。

表 2 0 分離を行った事例の対応の内訳（最初に行った対応）

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	29	39.2	5
やむを得ない事由等による措置	8	10.8	2
緊急一時保護	8	10.8	4
医療機関への一時入院	12	16.2	2
その他	17	23.0	3
合 計	74	100.0	16

ウ 分離していない事例の対応の内訳（表 2 1）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が41.0%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が33.3%、「その他」が21.8%であった。

表 2 1 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合 (%)
養護者に対する助言・指導	32	41.0
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	1.3
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	11	14.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	12	15.4
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	9	11.5
その他	17	21.8
経過観察（見守り）	26	33.3
合 計	108	—

（注1） 構成割合は分離を行っていない事例における78人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」は2人、「利用手続き中」が6人であり、この8人のうち市町村長申し立ての事例は4人であった。

一方、「日常生活自立支援事業の開始」は5人であった。

（8）虐待等による死亡事例

平成24年度において、「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」はなかった。

### 3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成24年度末の状況は、表22のとおりであり、高齢者虐待防止法施行後7年を経過して、体制整備及び取組みが進みつつある。

項目ごとの実施率をみると、「対応窓口部局の住民への周知」「地域包括支援センター等関係者への研修」が27市町村（77.1%）と高く、次いで「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が26市町村（74.3%）と実施率が高かった。

一方、介護保険事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」及び行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組については、10市町村（28.6%）と3割未満であり、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表22 市町村における体制整備等に関する状況（平成24年度末現在）

		実施済み	未実施	23年度実施済み
対応窓口部局の住民への周知（H24度中）	市町村数	27	8	27
	構成割合（%）	77.1	22.9	77.1
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町村数	27	8	27
	構成割合（%）	77.1	22.9	77.1
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町村数	22	13	22
	構成割合（%）	62.9	37.1	62.9
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	21	14	24
	構成割合（%）	60.0	40.0	68.6
介護保険施設に法について周知	市町村数	18	17	20
	構成割合（%）	51.4	48.6	57.1
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町村数	12	23	11
	構成割合（%）	34.3	65.7	31.4
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	22	13	23
	構成割合（%）	62.9	37.1	65.7
介護保険事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築への取組	市町村数	10	25	14
	構成割合（%）	28.6	71.4	40.0
行政機関、法律関係者、医療関係者等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組	市町村数	10	25	10
	構成割合（%）	28.6	71.4	28.6
成年後見制度の市区町村申立への体制強化	市町村数	24	11	25
	構成割合（%）	68.6	31.4	71.4
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	11	24	12
	構成割合（%）	31.4	68.6	34.3
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	20	16	19
	構成割合（%）	57.1	42.9	54.3
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	26	9	24
	構成割合（%）	74.3	25.7	68.6
必要なサービスを利用していない高齢者の権利擁護を図るための早期発見の取組等	市町村数	24	11	24
	構成割合（%）	68.6	31.4	68.6